

## 身体障がい者・知的障がい者相談員

身体障がい者・知的障がい者相談員は、障がい者の暮らしや利用できるサービスについての相談／アドバイスを通じ、障がい者と関係機関のパイプ役を担っています。相談内容は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

身体障がい者相談員

やまもと のりあき  
山本 紀昭 ☎ 090-4515-6435  
まえだ まさる  
前田 勝 ☎ 090-8913-3189  
むらかみ まちこ  
村上 眞智子 ☎ 090-3323-1129

知的障がい者相談員

たまつくり けいこ  
玉作 恵子 ☎ 090-1513-6398

閩福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

## 新築・増築した家屋の調査を行います

新築・増築した家屋の固定資産評価額を算出するため、家屋の内部・外部調査を行います。調査については6月から順次、所有者へ通知文を発送しますので、ご協力をお願いします。家屋調査は予約制です。詳しくは通知文をご覧ください。

通知文が届く前に、早めに調査を希望する場合は、事前にご相談ください。

### その他

- ・新型コロナウイルス感染症が心配で、家屋の内部調査を希望しない場合は、ご連絡ください。その場合は、家屋の図面や外観調査によって評価を行う予定です。
- ・調査員は、固定資産税評価補助員証を携帯しています。
- ・家屋を解体した場合も、ご連絡をお願いします。

閩税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380

## 臨時特例による国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難になった場合の、臨時特例による免除申請の受け付けを行っています。

臨時特例による免除／猶予、臨時特例による学生特例申請には、対象要件があります。

### 対象要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと。
- ・令和2年2月以降の所得等の状況から、当年中の所得が現行の国民年金保険料免除等の基準相当になると見込まれること。

**通常の免除と同じように、保険料が免除されると、将来受け取る年金の額が減少します。**

### 手続きに必要な書類

- ①国民年金保険料免除／納付猶予申請書、または国民年金保険料学生納付特例申請書(学生のみ)
- ②学生証のコピー(学生のみ)
- ③所得の申立書

### 申請について

#### 申請書などの入手

国民年金保険料免除／納付猶予申請書、国民年金保険料学生特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

また、市区役所／町村役場の国民年金担当窓口、年金事務所に備え付けています。

#### 申請書などの提出

市区役所／町村役場の国民年金担当窓口、年金事務所  
新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。

### 問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 - 003 - 004  
月～金曜日 午前8時30分～午後7時  
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

住民保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144